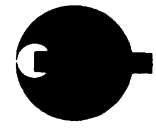


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



# 奈良県公報



平城遷都  
1300年  
記念事業

## 目次

ページ

○土地改良区の役員の就任届(耕地課)	一	○右同	一
○土地改良区連合の役員の就任届(耕地課)	一	○右同	一
○県営土地改良事業計画書の写しの縦覧(耕地課)	二	○平成十九年度奈良県職員採用上級試験の実施	一八
○道路の位置指定(建築課)	二	○政治資金規正法第十七条第二項の適用を受ける政治団体の名称等	二三
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(健康増進課)	二	○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告	二六
○大規模小売店舗の変更の届出に関する公告(金融・商業振興課)	五	○監査結果公告	三三
○建設業法による建設業者の処分(監理課)	五		
○開発行為に関する工事の完了(建築課)	二六		

## 告示

奈良県告示第六十六号  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、姫谷土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。  
平成十九年五月十一日  
奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所	理事 楠本 昭男	五條市靈安寺町二〇五四
	〃 田枝 文雄	〃 〃 一四六五
	〃 堂本 明夫	〃 〃 一七五八
	〃 芳田 忠男	〃 〃 四八六
	〃 大谷 高男	〃 〃 二八四
	〃 水取 利明	〃 〃 一九七七
	〃 亀田 嘉	〃 〃 二〇四九
	〃 岩井 隆	〃 〃 一六七八
	〃 芳田 正好	〃 〃 六六七二
	〃 柏田 幸男	〃 〃 三三三
二 就任役員の役名、氏名及び住所	理事 堂本 明夫	五條市靈安寺町一七五八
	〃 田枝 文雄	〃 〃 一四六五
	〃 亀田 嘉	〃 〃 二〇四九
	〃 芳田 忠男	〃 〃 四八六
	〃 大谷 高男	〃 〃 二八四
	〃 水取 憲男	〃 〃 二〇〇四
	〃 清水 真実	〃 〃 一九一六

奈良県告示第六十七号  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、葛城北土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。  
平成十九年五月十一日  
奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所	理事 永田 正利	御所市下茶屋二四三
	〃 米田 貢	〃 〃 南郷四四一
	〃 米田 喜代一	〃 〃 一五七四
	〃 中河 勝	〃 〃 一五七五
	〃 中坊 篤	〃 〃 四五
	〃 福塚 英昭	〃 〃 三六七
	〃 北村 武	〃 〃 井戸三五
	〃 森本 勉	〃 〃 一三〇
	〃 吉備 郁男	〃 〃 佐田一七七
	〃 榎原 慶隆	〃 〃 下茶屋二〇一
	〃 松田 佐門	〃 〃 名柄三五一
	〃 吉川 賢治	〃 〃 多田三七一一
	〃 北村 清文	〃 〃 井戸一六〇
	〃 大木 茂	〃 〃 南郷二二五
	〃 中西 康治	〃 〃 佐田一八七
二 就任役員の役名、氏名及び住所	理事 北村 武	御所市井戸三三五
	〃 米田 貢	〃 〃 南郷四四一
	〃 福塚 良作	〃 〃 五七一

監事	岩井 隆	〃	一六七八
	芳田 宏次	〃	三〇六
	芳田 禎輔	〃	六六七二

- 永田 正利 〃 下茶屋一四三
- 中河 利彦 〃 北葛城郡上牧町上牧三四三二一四
- 中河 勝 〃 御所市南郷一五七五
- 大木 恵三 〃 〃 九九八
- 大木 寛二 〃 〃 九三三
- 中森 久嗣 〃 〃 井戸一五二
- 吉備 郁男 〃 〃 佐田一七七
- 達 健史 〃 〃 下茶屋二二二
- 榎原 昭典 〃 〃 一五一一
- 松田 佐門 〃 〃 名柄三五二
- 吉川 賢治 〃 〃 多田三七一一
- 吉川 廣一 〃 〃 三五四
- 中西 康治 〃 〃 佐田一八七
- 大木 茂 〃 〃 南郷二二五
- 榎田 弘 〃 〃 井戸三三

奈良県告示第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、白川溜池土地改良区連合の役員が次のとおり退任し、及び就任した員、同土地改良区連合から届出があった。

平成十九年五月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

- 理事 奥田 貞一 天理市樺本町二二一六
- 〃 米田 弘 大和郡山市発志院町三八六
- 〃 仲川 雅勇 〃 樺枝町一四
- 〃 福田 昌範 〃 白土町六七二
- 〃 吉村 嘉男 〃 石川町五六〇
- 〃 森田 禎一 〃 新庄町二六六
- 〃 福田 重美 天理市樺本町七六一

- 〃 池田 成男 大和郡山市横田町九二五一二
  - 〃 堀内 金義 〃 〃 中城町三三五
  - 〃 橋本 嘉敬 天理市樺本町九〇八
  - 〃 梅林 幸夫 大和郡山市横田町八二六
- 二 就任役員の役名、氏名及び住所
- 理事 奥田 貞一 天理市樺本町二二一六
  - 〃 奥田 俊雄 〃 〃 六八一
  - 〃 南田 賢 大和郡山市白土町六三九
  - 〃 橋下 勝彦 〃 〃 横田町七三四一二
  - 〃 西田 英雄 〃 〃 樺枝町三三三
  - 〃 植松 章一 〃 〃 新庄町三九一二
  - 〃 村井 右功 〃 〃 石川町五六四
  - 〃 喜多 滋 〃 〃 発志院町三六七
  - 〃 福田 重美 天理市樺本町七六一
  - 〃 金居 秀典 大和郡山市横田町八六〇
  - 〃 辻井 定雄 〃 〃 中城町一

奈良県告示第六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき皇宮土地改良事業（畑地帯総合整備事業・月ヶ瀬桃香野地区）計画を定めたので、同条第五項の規定により、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 縦覧期間

平成十九年五月十四日から同年六月四日まで

二 縦覧場所

奈良市役所

奈良県告示第七十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路

路の位置を次のとおり指定したが、奈良県郡山土木事務所長から報告があった。  
平成十九年五月十一日  
奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成十九年四月十七日現在の地番による。）  
生駒郡斑鳩町興留二丁目九四番地ノ五、九四番地ノ七、九四番地ノ一四及び九四番地ノ一五
- 二 申請者氏名 関西都市開発株式会社 代表取締役 岡田真一
- 三 申請者住所 大阪府八尾市光南町一丁目二番九号
- 四 道路の幅員 五・〇メートル
- 五 道路の延長 一〇・〇六メートル
- 六 指定年月日 平成十九年四月二十六日
- 七 指定番号 郡土第一九〇二号



障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定しました。  
平成十九年五月十一日  
奈良県知事 荒井正吾

一 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
きょうこころのクリニック	奈良市学園北二丁目一四一三 メディカル学園前三階	平成十九年三月一日
医療法人西大寺こころのクリニック	奈良市二条町二丁目五八番地四 山原二条ビル四階	平成十九年三月一日
上田医院	大和高田市磯野東一〇一〇 上田ビル四	平成十九年

湯浅クリニック	医療法人井田会五位堂こころのクリニック	北村医院	中野医院	なかいクリニック	さくらクリニック	医療法人宮城会宮城医院	三橋仁美レディースクリニック	吉川医院	医療法人健生会土庫こども診療所	階				
生駒郡三郷町信貴ヶ丘一丁目二四	香芝市瓦口三三七番地	桜井市初瀬三三九〇一	橿原市内膳町四一五一六	橿原市久米町六三番地 トミイ橿原ビル五階	橿原市南八木町一丁目三一二	天理市丹波市町三〇二	大和郡山市矢田町通一九	大和高田市北本町二一四 正木ビル二階	大和高田市日之出町二三番三号					
平成十九年三月一日	平成十九年三月一日	平成十九年三月一日	平成十九年三月一日	平成十九年三月一日	平成十九年三月一日	平成十九年三月一日	平成十九年三月一日	平成十九年三月一日	平成十九年三月一日	三月一日				
二 薬局														
杉本薬局	あじさい薬局	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日	下市病院	奈良県総合リハビリテーションセンター	宇陀市立病院	医療法人平和会吉田病院	財団法人沢井病院	康福祉財団ニッセイ聖隷クリニック	財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団ニッセイ聖隷クリニック	北葛城郡河合町高塚台一丁目八番地一	三月一日	
奈良市中辻町六九	奈良市藤ノ木三丁目二〇一二一			平成十九年三月一日	吉野郡下市町阿知賀六三二	磯城郡田原本町大字多七三番地	宇陀市榛原区萩原八一五番地	奈良市西大寺赤田町一丁目七番号	奈良市船橋町八番地			平成十九年三月一日	平成十九年三月一日	
平成十九年三月一日	平成十九年三月一日			平成十九年三月一日	平成十九年三月一日	平成十九年三月一日	平成十九年三月一日	平成十九年三月一日	平成十九年三月一日			平成十九年三月一日	平成十九年三月一日	
キヨクミ薬局	木村薬局	有限会社奈良保健共同企画あおば薬局	大和高田市日之出町二番〇号	平成十九年三月一日	アカイ薬局	アカイ薬局	シヨトウ薬局あやめ池駅前店	シヨトウ薬局あやめ池駅前店	シヨトウ薬局JR奈良駅前店	衣川薬局	まりん薬局	有楽薬局	奈良市今小路町三番地	平成十九年三月一日
大和郡山市本庄町二番地の二	大和郡山市高田町八二一			平成十九年三月一日	大和高田市片塩町五一八		奈良市あやめ池北三丁目一三二	奈良市あやめ池南二丁目二七	奈良市三条本町二二〇 マツダオフィスパイル一階	奈良市西大寺南町一七	奈良市西大寺東町三丁目一番六三号 サンワシティ西大寺三階		奈良市今小路町三番地	平成十九年三月一日
平成十九年三月一日	平成十九年三月一日			平成十九年三月一日	平成十九年三月一日		平成十九年三月一日	平成十九年三月一日	平成十九年三月一日	平成十九年三月一日	平成十九年三月一日		平成十九年三月一日	平成十九年三月一日



福西薬局	北葛城郡河合町広瀬白三一六	平成十九年三月一日
有限会社奈良保健共同企画みどり薬局	北葛城郡河合町穴間八四番八	平成十九年三月一日

三 指定訪問看護事業者等

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人平和会	奈良市西大寺赤田町一丁目七番一号	吉田病院訪問看護ステーション	奈良市右京三丁目一番号(ならやま診療所内)	平成十九年三月一日
医療法人健和会	天理市中之庄町四七〇	天理訪問看護ステーションひまわりⅡ	天理市別所町二四一四	平成十九年三月一日
財団法人沢井病院	奈良市船橋町八番地	財団法人沢井病院訪問看護ステーション佐保	奈良市船橋町八番地	平成十九年三月一日

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。)第六條第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所(団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地)並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十九年五月十一日から同年九月十一日までに奈良県商工労働部金融・商業振興課に到着するように提出してください。

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン大安寺ショッピングセンター  
所在地 奈良市南京終町一丁目二三番地他

二 変更のあつた事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 別添添付図面記載のとおり  
収容台数 一、〇二一台

(変更後) 位置 届出書添付図面記載のとおり  
収容台数 八四六台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 数 五箇所  
位置 届出書添付図面記載のとおり

(変更後) 数 三箇所  
位置 届出書添付図面記載のとおり

三 届出年月日

平成十九年四月二十七日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部金融・商業振興課

五 縦覧期間

平成十九年五月十一日から同年九月十一日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーおくやま横原店

所在地 橿原市常盤町五九四一他

二 変更のあつた事項

駐車場の位置

(変更前) 位置 別添添付図面記載のとおり  
(変更後) 位置 届出書添付図面記載のとおり

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 別添添付図面記載のとおり  
収容台数 一〇八台

(変更後) 位置 届出書添付図面記載のとおり  
収容台数 一一二台

駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 位置 届出書添付図面記載のとおり  
(変更後) 位置 届出書添付図面記載のとおり

三 届出年月日

平成十九年四月二十七日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部金融・商業振興課

五 縦覧期間

平成十九年五月十一日から同年九月十一日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

建設業法(昭和二十四年法律第百七号)第二十八條第二項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

平成十九年五月十一日

平成十九年四月二十七日

一 処分をした年月日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許

奈良県知事 荒井正吾

<p>可番号 堀田建設 奈良市大和田町二九五番地 堀田宗雄 奈良県知事許可(般一六)第二二七号</p> <p>三 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令</p> <p>1 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの</p> <p>注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事業又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。</p> <p>注2 「公共工事業」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事業をいう。</p> <p>注3 「民間工事業」とは、前記(注2)以外の建設工事業をいう。</p> <p>注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。</p> <p>2 期間 平成十九年五月十二日から同年八月九日までの九十日間</p> <p>四 処分の原因となった事実 堀田建設の代表者は、奈良県奈良土木事務所が執行した土木一式工事業の指名競争入札において談合を行い、奈良簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、刑が確定した。このことが、建設業法第二十八条第一項第一号及び第二号に該当すると認められる。</p>	<p>可番号 大幸建設 奈良市古市町二三四番地 南浦幸孝 奈良県知事許可(特一四)第二四八六号</p> <p>三 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令</p> <p>1 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの</p> <p>注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事業又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。</p> <p>注2 「公共工事業」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事業をいう。</p> <p>注3 「民間工事業」とは、前記(注2)以外の建設工事業をいう。</p> <p>注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。</p> <p>2 期間 平成十九年五月十二日から同年八月九日までの九十日間</p> <p>四 処分の原因となった事実</p>	<p>可番号 中谷建設 奈良市古市町一六六〇番地の二四 中谷一良 奈良県知事許可(般一六)第四一〇五号</p> <p>三 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令</p> <p>1 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの</p> <p>注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事業又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。</p> <p>注2 「公共工事業」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事業をいう。</p> <p>注3 「民間工事業」とは、前記(注2)以外の建設工事業をいう。</p> <p>注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。</p>
--	---	--

2 期間

平成十九年五月十二日から同年八月九日までの九十日間

四 処分の原因となった事実

中谷建設の代表者は、奈良県奈良土木事務所が執行した土木一式工事の指名競争入札において談合を行い、奈良簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、刑が確定した。このことが、建設業法第二十八条第一項第一号及び第二号に該当すると認められる。

一 処分をした年月日

平成十九年四月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

橋本興業

奈良市池田町二八七番地の二

橋本栄吉

奈良県知事許可(特・般一七)第九六四二号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの

注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

注3 「民間工事」とは、前記(注2)以外の建設工事をいう。

注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和

三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2 期間

平成十九年五月十二日から同年八月九日までの九十日間

四 処分の原因となった事実

橋本興業の代表者は、奈良県奈良土木事務所が執行した土木一式工事の指名競争入札において談合を行い、奈良簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、刑が確定した。このことが、建設業法第二十八条第一項第一号及び第二号に該当すると認められる。

一 処分をした年月日

平成十九年四月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

北翔建設

奈良市阪原町一〇一六番地

北川真太郎

奈良県知事許可(般一七)第二一七六号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの

注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である

建設工事をいう。

注3 「民間工事」とは、前記(注2)以外の建設工事をいう。

注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2 期間

平成十九年五月十二日から同年八月九日までの九十日間

四 処分の原因となった事実

北翔建設の代表者は、奈良県奈良土木事務所が執行した土木一式工事の指名競争入札において談合を行い、奈良簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、刑が確定した。このことが、建設業法第二十八条第一項第一号及び第二号に該当すると認められる。

一 処分をした年月日

平成十九年四月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

林組

奈良市川上町瓦坂二四三番地の二

林利次

奈良県知事許可(般一八)第三六九号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの

注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。





奈良県知事許可(般一二八)第五六五号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの

注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事業又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事業をいう。

注3 「民間工事」とは、前記(注2)以外の建設工事業をいう。

注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2 期間

平成十九年五月十二日から同年八月九日までの九十日間

四 処分の原因となった事実

刀鉾建設の代表者は、奈良県奈良土木事務所が執行した土木一式工事の指名競争入札において談合を行い、奈良簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当すると認められる。

一 処分をした年月日

平成十九年四月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

株式会社大登建設

奈良市大保町二六一番地の二

代表取締役 岡田剛

奈良県知事許可(特・般一七)第一〇四五〇号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの

注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事業又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事業をいう。

注3 「民間工事」とは、前記(注2)以外の建設工事業をいう。

注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2 期間

平成十九年五月十二日から同年八月九日までの九十日間

四 処分の原因となった事実

株式会社大登建設の代表取締役は、奈良県奈良土木事務所が執行した土木一式工事の指名競争入札において談合を行い、奈良簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当すると認められる。

一 処分をした年月日

平成十九年四月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

共進建設

奈良市横井二丁目二八七番地の三

吉田勝美

奈良県知事許可(般一八)第三三六八号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの

注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事業又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事業をいう。

注3 「民間工事」とは、前記(注2)以外の建設工事業をいう。

注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2 期間

平成十九年五月十二日から同年八月九日までの九十日間

四 処分の原因となった事実

共進建設の代表者は、奈良県奈良土木事務所が執行した土木一式工事の指名競争入



則(昭和二十四年建設貸令第十四号 第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

注3 「民間工事」とは、前記(注2)以外の建設工事をいう。

注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号 第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2 期間

平成十九年五月十二日から同年七月十日までの六十日間

四 処分の原因となった事実

有限会社三晟建設の取締役は、奈良県奈良土木事務所が執行した土木一式工事の指名競争入札において談合を行い、奈良簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第一号及び第二号に該当すると認められる。

一 処分をした年月日

平成十九年四月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

株式会社芝造園建設

奈良市西大寺北町三丁目二番二五号

代表取締役 小嶋甚三

奈良県知事許可(般一四六 第一四七二二号)

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び

他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号 別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。))又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設貸令第十四号 第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

注3 「民間工事」とは、前記(注2)以外の建設工事をいう。

注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号 第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2 期間

平成十九年五月十二日から同年七月十日までの六十日間

四 処分の原因となった事実

株式会社芝造園建設の取締役は、奈良県奈良土木事務所が執行した土木一式工事の指名競争入札において談合を行い、奈良簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第一号及び第二号に該当すると認められる。

一 処分をした年月日

平成十九年四月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

株式会社宮本土木

奈良市八島町二六番地

代表取締役 村田貴子

奈良県知事許可(般一四一 第一〇二六五号)

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び

他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号 別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。))又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設貸令第十四号 第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

2 期間

平成十九年五月十二日から同年七月十日までの六十日間

四 処分の原因となった事実

株式会社宮本土木の取締役は、奈良県奈良土木事務所が執行した土木一式工事の指名競争入札において談合を行い、奈良簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第一号及び第二号に該当すると認められる。

一 処分をした年月日

平成十九年四月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

吉美建設株式会社

奈良市大安寺六丁目二番一号

代表取締役 吉美マチヤ

<p>奈良県知事許可(特)一五 第二三〇号</p> <p>三 処分の内容</p> <p>建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令</p> <p>1 停止を命ずる営業の範囲</p> <p>建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの</p> <p>注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事業又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。</p> <p>注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事業をいう。</p> <p>注3 「民間工事」とは、前記(注2)以外の建設工事業をいう。</p> <p>注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。</p> <p>2 期間</p> <p>平成十九年五月十二日から同年八月九日までの九十日間</p> <p>四 処分の原因となった事実</p> <p>吉美建設株式会社の代表取締役は、奈良市が執行した建築一式工事業の制限付一般競争入札において談合を行い、奈良簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、刑が確定した。</p> <p>このことが、建設業法第二十八条第一項第一号及び第二号に該当すると認められる。</p> <p>一 処分をした年月日</p> <p>平成十九年四月二十七日</p> <p>二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許</p>	<p>可番号</p> <p>株式会社澤田組</p> <p>奈良市三条栄町一五番一号</p> <p>代表取締役 澤田照司</p> <p>奈良県知事許可(特)一六・一七 般一八 第一四四一〇号</p> <p>三 処分の内容</p> <p>建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令</p> <p>1 停止を命ずる営業の範囲</p> <p>建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの</p> <p>注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事業又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。</p> <p>注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事業をいう。</p> <p>注3 「民間工事」とは、前記(注2)以外の建設工事業をいう。</p> <p>注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。</p> <p>2 期間</p> <p>平成十九年五月十二日から同年八月九日までの九十日間</p> <p>四 処分の原因となった事実</p> <p>株式会社澤田組の代表取締役は、奈良市が執行した建築一式工事業の制限付一般競争入札において談合を行い、奈良簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、刑が確定した。</p> <p>このことが、建設業法第二十八条第一項第一号及び第二号に該当すると認められる。</p>	<p>一 処分をした年月日</p> <p>平成十九年四月二十七日</p> <p>二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号</p> <p>株式会社松石工務店</p> <p>奈良市八島町三番地の一</p> <p>代表取締役 松石雅明</p> <p>奈良県知事許可(般)一七 第五六二八号</p> <p>三 処分の内容</p> <p>建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令</p> <p>1 停止を命ずる営業の範囲</p> <p>建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの</p> <p>注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事業又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。</p> <p>注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事業をいう。</p> <p>注3 「民間工事」とは、前記(注2)以外の建設工事業をいう。</p> <p>注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。</p> <p>2 期間</p> <p>平成十九年五月十二日から同年八月九日までの九十日間</p> <p>四 処分の原因となった事実</p> <p>株式会社松石工務店の代表取締役は、奈良市が執行した建築一式工事業の制限付一般</p>
--	--	--

競争入札において談合を行い、奈良簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第一号及び第三号に該当すると認められる。

一 処分をした年月日

平成十九年四月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

岩本建設

奈良市東九条町八九九番地の三

岩本寿成

一 奈良県知事許可(般一八)第二二〇二号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの

注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事業又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び

他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

注3 「民間工事業」とは、前記(注2)以外の建設工事をいう。

注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第一条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2 期間  
平成十九年五月十二日から同年八月九日までの九十日間

四 処分の原因となった事実

岩本建設の代表者は、奈良市が執行した建築一式工事の制限付一般競争入札において談合を行い、奈良簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、刑が確定した。  
このことが、建設業法第二十八条第一項第一号及び第二号に該当すると認められる。

一 処分をした年月日

平成十九年四月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

株式会社澤田工務店

奈良市小倉町五六四番地

代表取締役 澤田明弘

一 奈良県知事許可(特・般一八)第八八七号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの

注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事業又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び

他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

注3 「民間工事業」とは、前記(注2)以外の建設工事をいう。

注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和

三十年法律第七十九号)第一条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2 期間

平成十九年五月十二日から同年八月九日までの九十日間

四 処分の原因となった事実

株式会社澤田工務店の代表取締役は、奈良市が執行した建築一式工事の制限付一般競争入札において談合を行い、奈良簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第一号及び第二号に該当すると認められる。

一 処分をした年月日

平成十九年四月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

相和建設株式会社

奈良市須川町九一一番地の一

代表取締役 寺田義憲

一 奈良県知事許可(特・般一四)第五三三三号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの

注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事業又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び

他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則

(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

注3 「民間工事業」とは、前記(注2)以外の建設工事をいう。

注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和

<p>則(昭和二十四年建設負令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。</p> <p>注3 「民間工事」とは、前記(注2)以外の建設工事をいう。</p> <p>注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。</p> <p>2 期間 平成十九年五月十二日から同年八月九日までの九十日間</p> <p>四 処分の原因となった事実 相和建設株式会社の代表取締役は、奈良市が執行した建築一式工事の制限付一般競争入札において談合を行い、奈良簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、刑が確定した。</p> <p>このことが、建設業法第二十八条第一項第一号及び第二号に該当すると認められる。</p> <p>一 処分をした年月日 平成十九年四月二十七日</p> <p>二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号 株式会社都都建設 奈良市来迎寺町四九番地 代表取締役 松井一郎 奈良県知事許可(特・般)一八 第三四七五号</p> <p>三 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令</p> <p>1 停止を命ずる営業の範囲 建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの</p> <p>注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び</p>	<p>他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。</p> <p>注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設負令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。</p> <p>注3 「民間工事」とは、前記(注2)以外の建設工事をいう。</p> <p>注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。</p> <p>2 期間 平成十九年五月十二日から同年八月九日までの九十日間</p> <p>四 処分の原因となった事実 株式会社都都建設の代表取締役は、奈良市が執行した建築一式工事の制限付一般競争入札において談合を行い、奈良簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、刑が確定した。</p> <p>このことが、建設業法第二十八条第一項第一号及び第二号に該当すると認められる。</p> <p>一 処分をした年月日 平成十九年四月二十七日</p> <p>二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号 株式会社都都建設 奈良市古市町二二四番地の一 代表取締役 中川常廣 奈良県知事許可(特・般)一七 第三三〇九号</p> <p>三 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令</p> <p>1 停止を命ずる営業の範囲</p>	<p>建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの</p> <p>注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。</p> <p>注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設負令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。</p> <p>注3 「民間工事」とは、前記(注2)以外の建設工事をいう。</p> <p>注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。</p> <p>2 期間 平成十九年五月十二日から同年八月九日までの九十日間</p> <p>四 処分の原因となった事実 株式会社都都建設の代表取締役は、奈良市が執行した建築一式工事の制限付一般競争入札において談合を行い、奈良簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、刑が確定した。</p> <p>このことが、建設業法第二十八条第一項第一号及び第二号に該当すると認められる。</p> <p>一 処分をした年月日 平成十九年四月二十七日</p> <p>二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号 株式会社都都建設 奈良市古市町七六番地の三 代表取締役 中西一吉 奈良県知事許可(特)一七 第二一〇二号</p>
--	--	--

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設負令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

注3 「民間工事」とは、前記(注2)以外の建設工事をいう。  
注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2 期間

平成十九年五月十二日から同年八月九日までの九十日間

四 処分の原因となった事実

ナック建設株式会社の代表取締役は、奈良市が執行した建築一式工事の制限付一般競争入札において談合を行い、奈良簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当すると認められる。

一 処分をした年月日

平成十九年四月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

株式会社南浦

奈良市古市町九丁目二七六番地の一

代表取締役 南浦静夫

奈良県知事許可(特・般一七)第八八五号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設負令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

2 期間

平成十九年五月十二日から同年八月九日までの九十日間

四 処分の原因となった事実

株式会社南浦の代表取締役は、奈良市が執行した建築一式工事の制限付一般競争入札において談合を行い、奈良簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当すると認められる。

一 処分をした年月日

平成十九年四月二十七日

株式会社福島工務店

奈良市南紀寺町五丁目六二番地の五

代表取締役 福島妙子

奈良県知事許可(特・般一八)第二一〇六七号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設負令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

2 期間

平成十九年五月十二日から同年八月九日までの九十日間

四 処分の原因となった事実

株式会社福島工務店の元代表取締役は、奈良市が執行した建築一式工事の制限付一般競争入札において談合を行い、奈良簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当すると認められる。

一 処分をした年月日

平成十九年四月二十七日

定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第一号及び第二号に該当すると認められる。

一 処分をした年月日  
平成十九年四月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号  
奈良市南田原町六五六番地  
有限会社丸九  
取締役 廣岡久司  
奈良県知事許可(特)一五・般一七 第一三三二二号

三 処分の内容  
建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲  
建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの

注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事業又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

注3 「民間工事」とは、前記(注2)以外の建設工事をいう。

注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2 期間

平成十九年五月十二日から同年八月九日までの九十日間  
四 処分の原因となった事実  
有限会社丸九長の取締役は、奈良市が執行した建築一式工事業の制限付一般競争入札において談合を行い、奈良簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第一号及び第二号に該当すると認められる。  
一 処分をした年月日  
平成十九年四月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号  
吉正建設  
奈良市紀寺町五六一番地の五第号コミュニティ住宅第二一四〇三号  
吉田榮美子  
奈良県知事許可(般)一七・一九 第一〇五六二号

三 処分の内容  
建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲  
建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの

注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事業又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

注3 「民間工事」とは、前記(注2)以外の建設工事をいう。

注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に

規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。  
2 期間  
平成十九年五月十二日から同年六月十日までの二十日間

四 処分の原因となった事実

吉正建設の代表者の代理人は、奈良市が執行した建築一式工事業の制限付一般競争入札において談合を行い、奈良簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第一号に該当すると認められる。  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

平成十九年五月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号  
平成十九年一月十六日第七八一二三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事業の検査済証 平成十九年四月二十七日第六六七号

三 開発区域に含まれる地域

五條市釜津町二〇番地ノ一、二〇番地ノ四、二二番地ノ一、二二番地ノ一及び二八番地ノ一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府吹田市豊津町九番一号

株式会社ロソン 代表取締役 新浪剛

一 許可番号

平成十九年二月二日第七八一八一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事業の検査済証 平成十九年四月二十七日第六六七号

公共施設に関する工事業の検査済証 平成十九年四月二十七日第四一八八号



三 開発区域に含まれる地域

橿原市曲川町六丁目三八七番地ノ四、三八七番地ノ四〇、三八七番地ノ四一、三八七番地ノ四二、三八七番地ノ四三、三八七番地ノ四四、三八七番地ノ四五、三八七番地ノ四六、三八七番地ノ四七、三八七番地ノ四八、三八七番地ノ四九、三八七番地ノ五〇及び三八七番地ノ五一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

堺市堺区南庄町二丁目二番二一〇号  
株式会社インターホーム 代表取締役 筒井庄司

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市曲川町六丁目三八七番地ノ五一  
下水道 橿原市曲川町六丁目三八七番地ノ五一の一部

一 許可番号

平成十九年三月十二日第七八一八五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年五月一日第六六七八号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年五月二日第四一八九号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市高八八番地ノ一、八九番地ノ一及び九〇番地ノ一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市高三番地

株式会社キタイ 代表取締役 喜多輝昌

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市高八九番地ノ二の一部

都市計画法(昭和四十三年法律第百号 第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。  
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成十九年五月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十九年一月二十九日郡士第三四一四七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年四月二十六日郡士第四一九号

三 開発区域に含まれる地域

生駒郡平群町大字下垣内字ハトカ七一番地ノ二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市橋本町一六番地  
株式会社南都銀行 取締役頭取 西口廣宗

都市計画法(昭和四十三年法律第百号 第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。  
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成十九年五月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十八年十二月六日高士第一八一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年四月二十三日高士第六七六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年四月二十三日高士第二七九号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市別所二八番地ノ一、二八番地ノ二、二八番地ノ四、二八番地ノ五、二八番地ノ六、二九番地ノ三及び二九番地ノ五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区釣鐘町二丁目四番一七号  
株式会社セモワホーム 代表取締役 山本恒正

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市別所二八番地ノ二の一部、二八番地ノ四、二八番地ノ五、二九番地ノ三及び二九番地ノ五

下水道 香芝市別所二八番地ノ二、二八番地ノ四、二八番地ノ五、二九番地ノ三及

び二九番地ノ五の各一部

都市計画法(昭和四十三年法律第百号 第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。  
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成十九年五月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十九年二月二日桜士第三九一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年四月二十三日桜士第五九一一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年四月二十三日桜士第六〇一一号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字慈恩寺九三九番地ノ一及び九三九番地ノ七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字忍阪四三番地ノ一  
藤本昌徳

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字慈恩寺九三九番地ノ七の一部

下水道 桜井市大字慈恩寺九三九番地ノ七の一部

一 許可番号

平成十九年二月十九日桜士第三九一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年四月二十三日桜士第五九一一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年四月二十三日桜士第六〇一二号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字粟殿三五八番地ノ一及び三三〇番地の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地ノ三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種別、位置及び区域  
道路 桜井市大字粟殿三五八番地ノ一及び三六〇番地の各一部  
下水道 桜井市大字粟殿三五八番地ノ一及び三六〇番地の各一部

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成十九年五月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 競争入札に付する事項

1 入札物件

奈良県ヘリポート灯台の購入

2 入札物件の数量及び特質

ヘリポート用飛行場灯台 一台

灯台予備球 一個

その他入札説明書及び仕様書によります。

3 納入期限

平成十九年十二月一日

4 納入場所

奈良県ヘリポート管理事務所 奈良市矢田原町二四四六

5 入札方法

入札は、ヘリポート用飛行場灯台一台及び灯台予備球一個の総額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の五の百に相当する金額を入札書に記載してください。

二 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(一)から(四)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- (二) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保

留の措置期間中でない者であること。

- (三) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目G2の通信機器で登録をしている者又は営業種目G1の電気設備機器で登録(登録年月日が平成十九年一月一日以降のもの)をしている者であること。
- (四) この公告に示した調達物品の規格に合致した物及び数量を確実に納入し得る者であること。

三 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所 契約案項を示す場所 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県会計局総務課契約調達係(奈良県庁主棟 階)

電話 〇七四二一七九〇八(直通)

2 入札の日時及び場所

平成十九年六月八日(金)午前十一時

奈良市登大路町三〇番地

奈良県会計局総務課入札室(奈良県庁主棟 階)

3 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県ヘリポート灯台の購入に係る入札書」と朱書して、平成十九年六月七日(木)までに到着するようにしてください。

四 その他

1 入札保証金

免除します。

2 契約保証金

契約の相手方は、落札金額の百分の十に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則(昭和三十九年五月奈良県規則第十四号)第十九条第一項ただし書各号に該当する者であるときは、免除します。

3 入札者に要求される事項

- (一) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、二(四)に

関し調達物品に係る納入供給証明書及び納入実績証明書を所定の日時までに提出

しなければなりません。

なお、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

- (二) この提出資料に基づき二(四)の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。

(三) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(四) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

4 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第七条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

5 契約書作成の要否

要します。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

7 その他

詳細は、入札説明書によります。

人事委員会公告

平成19年奈良県職員採用試験を次のとおり実施します。

平成19年5月11日

奈良県人事委員会委員長 岩本 平

平成19年奈良県職員採用試験業務内

平成19年5月11日

奈良県人事委員会

受付期間 <インターネット>平成19年5月15日(火)～5月28日(月)

<郵> 送 >平成19年5月15日(火)～6月1日(金)

第1次試験日 平成19年6月24日(日)

試験地 奈良県・東京都

平成19年度奈良県職員採用上級試験を次のとおり行います。

1 試験職種・採用予定人員等

区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
職	行政	40人程度	知事部局(本庁・出先機関)、教育委員会事務局、水道局などに勤務し、一般行政事務に従事します。
	警察行政	7人程度	警察本部又は警察署などに勤務し、警察行政事務に従事します。
	土木	5人程度	知事部局(本庁・出先機関)、水道局などに勤務し、土木施設的设计・施工管理業務、土木行政事務などに従事します。
	建築	若干人	知事部局(本庁・出先機関)などに勤務し、建築物的设计・施工管理業務、建築行政事務などに従事します。
	電気	若干人	知事部局(本庁・出先機関)、水道局などに勤務し、電気設備的设计・保守・管理業務などに従事します。
	農学	若干人	知事部局(本庁・出先機関)に勤務し、農業改良普及業務、試験研究業務、農業行政事務などに従事します。

職種	採用予定人員	職務内容
化学	若干人	知事部局(本庁・出先機関)、水道局などに勤務し、環境・衛生等に関する試験研究業務、検査業務、行政事務などに従事します。
薬剤師	5人程度	知事部局(本庁・出先機関)、病院などに勤務し、調剤業務、監視員業務、業務行政事務などに従事します。
獣医師	5人程度	知事部局(本庁・出先機関)に勤務し、監視員業務、畜産行政事務などに従事します。

※ 採用予定人員は、現時点での見通しですので、変更になることがあります。  
 ※ 若干人については、1～3人程度を予定しています。  
 ※ 受験者の試験の成績が一定以下の場合、合格人数が採用予定人員を下回ることがあります。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する人

- ① 昭和53年4月2日から昭和61年4月1日まで生まれた人(獣医師職については、昭和51年4月2日から昭和59年4月1日まで生まれた人)
- ② 昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した人、又は平成20年3月末日までに卒業見込みの人
- ※ ②については、獣医師職を除きます。
- ※ 日本国籍を有しない人については、在留活動に制限のない在留の資格を有する人に限ります。

(2) 以下の職種については、上記のほかそれぞれ次の要件が必要です。

職種	要件
警察行政職	日本国籍を有する人
建築職	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬剤師免許を有する人、又は平成20年に実施される薬剤師国家試験により当該免許を取得する見込みの人</li> <li>・ なお、薬剤師免許取得見込みで受験した人が、平成20年に実施される国家試験に合格しなかった場合は、採用される資格を失います。</li> </ul>
獣医師職	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 獣医師免許を有する人、又は平成20年に実施される獣医師国家試験により当該免許を取得する見込みの人</li> <li>・ なお、獣医師免許取得見込みで受験した人が、平成20年に実施される国家試験に合格しなかった場合は、採用される資格を失います。</li> <li>② 日本国籍を有する人</li> </ul>

(3) 地方公務員法第16条の次条項のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・ 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日時・試験会場

試験日時	試験会場
------	------

試験	試験日時	試験会場
	6月24日(日) 集合時間 午前8時30分 試験開始 午前9時30分 試験終了 午後4時30分頃	奈良会場 ・県立郡山高等学校 冠山学舎(大和郡山市城内町1-26) 城内学舎(大和郡山市城内町2-45) 東京会場 ・中央大学理工学部 (東京都文京区春日1-13-27)
第1次試験	筆記試験	
試験	口述試験 (※薬剤師職及び獣医師職は除く。)	7月中旬に実施します。 詳細は教養試験及び専門試験で一定の点数に達している人に対して通知します。
第2次試験	第1次試験合格者について、8月6日(月)～8月14日(火)のうち指定する1日に奈良市内において実施します(詳細は第1次試験合格者に通知します。)	奈良県自治能力開発センター (奈良市大安寺1丁目23-2)

<p>良市大森町) 掲示板に受験番号を掲示するほか、通知する予定です。また、口述試験対象者の受験番号は、6月29日から2週間、県人事委員会ホームページ(<a href="http://www.pref.nara.jp/jinjic/">http://www.pref.nara.jp/jinjic/</a>)でも確認できます。</p> <p>4 試験の方法及び内容 (全職種(薬剤師職、獣医師職を除く))</p>	
試験種目(配点)	内 容
筆記試験 教養試験(100点)	公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度で択一式による試験を行います。5.5題出題のうち2.9題は必須解答、残りの2.6題から1.6題の選択解答です。なお、出題分野は別表を参照してください。(2時間15分)
筆記試験 専門試験(100点)	専門的知識及び能力について、大学卒業程度で択一式による試験を行います。行政職及び警察行政職は5.0題出題の中から4.0題を選択解答、その他の職種は4.0題出題で全問解答です。なお、出題分野は別表を参照してください。(2時間)
口述試験(300点)	各職種ごとの課題により大学卒業程度の知識、構成力、表現力などについて筆記試験を行います。(論文試験は日本語での記述が必要です。)(1時間15分) ※採点は第2次試験で行います。論文試験を受験しなかった場合は棄権とみなします。
個別面接による試験を行います。	

<p>(薬剤師職及び獣医師職)</p>	
試験種目(配点)	内 容
筆記試験 教養試験(100点)	公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度で択一式による試験を行います。5.5題出題のうち2.9題は必須解答、残りの2.6題から1.6題の選択解答です。なお、出題分野は別表を参照してください。(2時間15分)
筆記試験 専門試験(100点)	専門的知識及び能力について、大学卒業程度で択一式による試験を行います。4.0題出題で全問解答です。なお、出題分野は別表を参照してください。(2時間)
口述試験(500点)	各職種ごとの課題により大学卒業程度の知識、構成力、表現力などについて筆記試験を行います。(論文試験は日本語での記述が必要です。)(1時間15分)
第2次試験 口述試験(500点)	個別面接及び集団討論による試験を行います。
第2次試験 適性検査	公務員として必要な適性について検査を行います。

※ 合否決定は、次のとおり行います。  
【薬剤師職、獣医師職以外の各職種】

※ 第1次試験会場は、奈良会場、東京会場のいずれかの希望する試験会場を選択できます。  
なお、奈良会場を選んだ場合、県立郡山高等学校の冠山学舎又は城内学舎のうちいずれかを受験票で指定します。  
※ 第1次試験における口述試験の対象者は、6月24日に実施する筆記試験の成績により決定します。  
口述試験対象者へは、6月29日(金)に奈良県庁及び奈良県奈良総合庁舎(奈